

中 川 町
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年6月

目 次

I 総論	1
1 策定の趣旨.....	1
2 対策の基本方針.....	1
(1) 目的.....	1
(2) 基本的な考え方.....	2
(3) 対策推進のための役割分担.....	2
(4) 組織体制.....	3
(5) 各部局の業務分担.....	3
3 本町における被害想定.....	5
4 行動計画の各段階の概要.....	6
5 行動計画の主要 6 項目.....	7
II 各論	11
未発生期.....	11
海外・国内発生段階.....	15
道内・町内発生段階.....	18

I 総論

1 策定の趣旨 概要

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10～40年周期で発生しており、ほとんどの人が免疫を持たないため、その都度世界的に大流行（パンデミック）となり、人類に対し甚大な健康被害と社会経済機能の低下をもたらしてきました。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

このため、平成17年11月に国において、「新型インフルエンザ対策行動計画」が策定され、この後、数次にわたる改定が行われてきましたが、平成24年5月になって、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定され、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が新たに策定されました。これに伴い、北海道において、平成25年10月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されたことから、本町においても、北海道との連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を強化し、的確な対応を講じるため「中川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するものです。

2 対策の基本方針

(1) 目的

ひとたび海外で新型インフルエンザ等が発生した場合には、国内への侵入を防ぐことは不可能と考えられ、国内で発生した際には、感染拡大による健康被害が甚大となり、社会や経済が破綻する恐れがあります。

こうしたことから、国と北海道における対策の目的に則り、北海道を始め関係する自治体や機関などとの緊密な連携を図り、的確かつ迅速な対策を講じるため、次の2点を目的として定めるものです。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。2. 町民生活及び町内経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 |
|--|

(2) 基本的な考え方

国・道が示す行動計画やガイドラインのもと、地方自治体等は地域の実情を考慮した詳細かつ具体的なマニュアルや役割分担を事前に定めることにより、新型インフルエンザ等が発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施するよう求められます。

また、医療機関、企業、公共交通機関、学校、福祉施設、マスメディア、家庭・個人などにおいても、行動計画等を踏まえ、事前の準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切に対応していくよう求められています。

これらのことから、本行動計画において本町としての対策の基本的な方針や認識を示すこととします。

なお、国・道の行動計画やガイドラインにおいて、最新の知見や状況に応じた見直しが行

われた場合には、これに伴い本町の行動計画も適宜見直すこととします。

(3) 対策推進のための役割分担

政府の行動計画に準じ、本町に係る関係機関等の役割分担については、次のとおりとします。

1. 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

対策の推進に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進める。

2. 北海道

新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）及び、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成24年法律第31号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努める。

3. 中川町

住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチン接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき的確に対策を実施する。

対策の実施に当たっては、道や近隣市町村との緊密な連携を図る。

・社会機能の維持に関わる事業者

医療関係者、公共サービス提供者、食料品等の製造・販売事業者、報道機関等については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を積極的に行う。

・一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、不要不急の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛が求められる。

・町民

広報や報道に関心を持ち、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

(4) 組織体制

本計画において、発生状況に応じた体制を講じるため、次の組織体制をとります。

①未発生期

住民課幸福推進室が通常業務の中で担当

②海外発生期

- ・庁内に、副町長を部長とする「中川町新型インフルエンザ等警戒本部」を設置
- ・部員は、各課長等職
- ・事務局は住民課

③国内発生期以後

- ・庁内に、「中川町災害対策本部」の体制に準じた「中川町新型インフルエンザ等対策本部」を設置
- ・対策本部の組織等
 - ・対策本部の組織

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	中川町災害対策本部の本部員
各班・各部署	本部長の指名する職員
 - ・対策本部の所掌事務
新型インフルエンザ等対策に関する重要事項の決定

(5) 各班の業務分担

円滑な対策推進を行えるよう、「災害対策本部の所掌事務」に準じて、業務を分担します。

<p>共通事項</p>	<p>町内の感染拡大状況の調査及び情報収集に関すること 庁内業務を安定遂行するための体制構築に関すること 所管施設の感染防止対策に関すること 関係機関との連絡・調整に関すること 道及び近隣市町村との連携に関すること</p>
<p>総務対策班 (総務課) (会計課) (議会事務局)</p>	<p>対策本部の総括に関すること 各部及び関係機関との調整に関すること 職員の感染状況の把握及び職員体制に関すること 職員の感染防止対策に関すること 庁舎の感染防止対策に関すること 町内会・自治会への協力要請に関すること 新型インフルエンザ等に関する情報公開に関すること 報道機関等の対応及び広報活動に関すること 財政措置に関すること 議会との連絡調整に関すること 消防署との連絡調整に関すること その他各部所管に属さないこと</p>
<p>住民対策班 (住民課) (教育委員会)</p>	<p>住民への予防接種に関すること 遺体の火葬・埋葬・安置に関すること 一般廃棄物処理に関すること 清掃応援要請の掌握に関すること その他環境に関すること 町内医療機関との連絡に関すること 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達並びに感染状況等の報告に関すること 新型インフルエンザ等対策一般の企画・立案に関すること 予防・治療の相談に関すること 受診医療機関に関すること 感染防止対策及び収容に関すること 児童福祉施設等の感染防止対策に関すること 幼児センターの感染調査及び応急対策に関すること 要保護児童対策に関すること 一心苑、ぬくもり、事業所等への情報提供及び調査・応急対策に関すること ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の要援護者対策に関すること 社会福祉施設への情報提供及び感染調査に関すること 社会福祉施設の感染防止対策に関すること 児童・生徒への感染防止対策に関すること</p>

	児童・生徒の感染調査及び応急対応指導に関すること その他教育に関すること
産業施設対策班 (産業振興課)	商工事業所、文化施設等の感染防止対策に関すること イベント等における感染防止対策に関すること 非常炊き出しその他応急食料の安定確保・供給に関すること 動物、鳥類の異常死等の情報収集に関すること
現地対策班 (環境整備課)	緊急時の搬送路の確保に関すること 各対策部の業務の応援に関すること 上下水道に関すること
医療救護対策班 (住民課 幸福推進室) (※町立診療所)	ワクチン接種に関すること 感染者の診療体制に関すること 発熱外来の設置に関すること 感染防止対策に必要な医薬品・物品の備蓄に関すること 町内医療機関との連携に関すること

3 本町における被害想定

新型インフルエンザ等発生時の流行規模については、新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症の病原性や感染力の強さ等に左右されるため、完全に予測することは困難です。

そのため、本町における被害想定については、国及び北海道の被害想定のお考え方に準拠し、国との人口比（約 0.0013%）を用いて次のとおり算定しました。

感染・発症者は人口の 25%と想定し、約 425 人、その内、医療機関を受診する患者数は約 170～325 人、死亡者数は最大で約 8 人と推定されます。

ただし、この死亡者の推定は、スペインインフルエンザの推定死亡率（感染者の 2.0%）を本町の人口に単純に当てはめたものであり、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による医学的介入の影響（効果）や、現在の我が国における衛生状況については考慮されていないことに十分に留意する必要があります。

また、流行が 8 週間続くという仮定の下、中等度の場合での試算では、入院患者数の上限は約 7 人、1 日当たりの最大入院患者数は約 2 人と推定されます。さらに、重度の場合には、1 日当たりの最大入院患者数は約 8 人と推定されます。

社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定され、経済活動が大幅に縮小する可能性があります。また、町民の生活においては、学校・幼児センター等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想されます。

《新型インフルエンザ等の被害想定》

N=1, 702人（平成27年1月末人口）

	国	北海道	中川町
感染者数	32,000,000人 (人口の25%)	1,420,000人 (対国人口比4.45)	425人 (対国人口比0.0013%)
最大 受診者数	25,000,000人 (CDCFIuAid使用)	1,100,000人 (対国人口比4.45)	325人 (対国人口比0.0013%)
最大 入院患者数	530,000人 (CDCFIuAid使用)	24,000人 (対国人口比4.45)	7人 (対国人口比0.0013%)
最大入院患 者数/日	101,000人 (CDCFIuAid使用)	4,500人 (対国人口比4.45)	2人 (対国人口比0.0013%)
死亡者数 (中等度)	170,000人 (感染者の0.53%)	7,600人 (感染者の0.53%)	2人 (感染者の0.53%)
死亡者数 (重度)	640,000人 (感染者の2%)	28,400人 (感染者の2%)	8人 (感染者の2%)

※国の数値は、国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」における推計値

感染者数は、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により罹患率を人口の25%とし、その他については、米国疾病予防管理センター（米国CDC）により示された推計モデル（FIuAid2.0）による。

※入院患者数及び死亡者数は、受診者数の上限値をもとに推計。

※入院患者数は、流行が8週間続くという仮定のもと、中等度（アジアインフルエンザ規模）の場合の推計で、最大入院患者は流行発生から5週目の推計値（重度はスペインインフルエンザ規模）

4 行動計画の各段階の概要

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定させる状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画においては、日本の実情に応じた戦略を検討するのに適した段階として、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めています。

本町においては、地域特性や実情を踏まえ、「未発生期」「海外・国内発生期」「道内・町内感染期」「小康期」の4段階に分けて新型インフルエンザ対策を立案します。政府行動計画の5段階、町行動計画の4段階の対応関係は、次のとおりです。

※パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

町行動計画	政府行動計画	状 態		
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外・ 国内発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
	国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態		
道内・ 町内感染期	国内感染期	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態		
		北海道 の判 断	地域未発生期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
			地域発生早期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
			地域感染期	道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態 (感染拡大～まん延期～患者の減少)
小康期		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

5 行動計画の主要6項目

本町における行動計画は、その対策と活動を、国、道の行動計画を参考に、「実施体制と連携」「サーベイランス」「予防と感染拡大防止」「医療」「情報収集・提供」「社会・経済機能維持」の6項目に分けて構成しました。各分野に含まれる内容は以下のとおりです。

※サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味します。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともあります。

①実施体制と連携

新型インフルエンザ等対策の目的は、まん延期における健康被害を最小限にとどめるとともに、社会機能の破綻を防止して社会活動を維持するという危機管理にあります。このため、新型インフルエンザ等対策として、「中川町新型インフルエンザ等警戒本部」及び「中川町新型インフルエンザ等対策本部」等の枠組みを通じ、関係各部署と連携を図るとともに、関係機関との連携を確保し、一体となった取り組みを推進します。

また、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症の発生に備え、新型インフルエンザ等対策として産業施設対策班、住民対策班を中心とした関係各課等における認識の共有を図ります。

②サーベイランス

新型インフルエンザ等の流行に備えた体制を速やかにとるためには、新型インフルエンザウイルス等の発生をいち早く察知する必要がある、そのために国内外の情報を速やかに入手することが重要です。

未発生期の段階においては、感染症発生動向調査による患者発生の動向、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランス等、また海外発生期以降は、国の指示に基づき行われる各種サーベイランス等により、監視体制をとることとなるので、その情報を速やかに収集し、対策に役立てます。

③予防と感染拡大防止

新型インフルエンザ等の発生予防及び感染拡大防止対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の破綻に至らせないためにも重要です。これには、新型インフルエンザ等が発生する前から道、事業者等との連携を強化し発生時に備えた準備をしておく必要があります。

国においては、新型インフルエンザ等の発生予防策として、海外への出国、帰国の制限や検疫体制の整備等による衛生管理等を行うほか、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生を最小限に抑えるための登録事業者に対する特定接種等まん延防止措置を実施することとしています。

本町においては、感染拡大防止のため、道と連携し町民を対象に集団接種を行います。また、場合によっては町民の社会活動を制限（例：外出の自粛、集会の自粛及び学校・幼児センター等の閉鎖等）する対応がとられていることを町民、事業者、関係機関に理解を求めます。さらに、この措置と並行して、新型インフルエンザ等予防については、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染症防御対策の実施や感染者に接触しないという個人単位での感染予防策の徹底を図ります。

なお、新型インフルエンザ等発生後にそのウイルスで製造するパンデミックワクチンが実用化されれば、ヒトへの感染防止に大きな効果を発揮することが期待できます。

(ア) 特定接種（新型インフルエンザ等特別措置法第 28 条）

対象となる者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者となっています。接種にあたっては、基本的に住民接種よりも先に開始されるものであり、高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとされています。

接種順位は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

- 1) 医療関係者
- 2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- 3) 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- 4) それ以外の事業者の順を基本としているが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、国の基本的対処方針により決定される。新型インフルエンザ等対策の実施に携わる同職員及び町職員については、道または町が実施主体となり原則集

团的接種により接種を実施することとなるため、事前の接種体制の構築を図る必要がある。

(イ) 住民接種（町が実施）

緊急事態宣言が行われている場合、予防接種法第6条の規定による予防接種を実施する。（臨時の予防接種）。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種を実施する。（新臨時接種）

特定接種対象者以外の対象接種者は、次の4群に分類される。

- 1) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- 2) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 3) 成人・若年者
- 4) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる年齢層（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられますが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し決定されます。

住民に対する予防接種は町が実施主体となり、原則として集団接種により接種します。

④医療

流行規模の想定において、新型インフルエンザ等のまん延期には、町においては1日平均約10人の外来患者が受診すると考えられるが、医療資源には制約があり、その中でいかに効果的・効率的な医療を行うのかを事前に計画する必要があります。

医療機関においては、新型インフルエンザ等患者が他の患者と接触し、感染を広げること防止するため、発熱患者を一般患者（新型インフルエンザ等に罹患していないと思われる他疾患患者）とは別に診療する発熱外来機能を有する必要があります。また、まん延期には患者数が増大することが想定されることから、感染症指定医療機関以外の医療機関や公共施設等に患者を入院・入所させることができるように、北海道等と協議しておく必要があります。

更に、医療従事者の感染予防（※PPEによる個人防御等）及び医療機関における院内感染防止策についても一層の徹底が必要です。

なお、抗インフルエンザウイルス薬については、社会機能を維持させるために抗インフルエンザウイルス薬の備蓄が必要なこと、新型インフルエンザにも同薬が使用されることから、治療薬の適正な使用が実施されないと、新感染症のまん延期には、その供給量の絶対的不足の可能性がります。そのため、国の策定する備蓄計画や治療薬の適正な使用方法等をあらかじめ承知し、関係者の理解を得ておく必要があります。

※ PPE・・・個人防護具の意味（手術用手袋・ゴーグル等）

⑤情報収集・提供

新感染症のヒトへの感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ等発生を示唆する重要な情報の一つです。これらの情報は適宜、発生国、国際機関(WHO等)などから発信されており、これらの情報を収集し、関係者間で共有する体制を構築します。

なお、収集した情報については、新型インフルエンザ等の感染防止・拡大防止の観点から、適宜、町民に情報を提供し、情報を共有していくとともに、町民のパニック防止という観点も含め対応していく必要があります。このため、総務課内(中川町新型インフルエンザ等対策本部設置以降は、対策本部内)に広報担当を設置し、情報提供の一元化を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行状況に応じて、国内外の発生状況・対応状況について、定期的に町民に向けた情報提供を行います。

また、新型インフルエンザ等の拡大を防止するためには、町民の協力が不可欠であることから、複数の情報提供媒体の設定、理解しやすい内容での情報提供を行います。

⑥社会・経済機能維持

新型インフルエンザ等対策で最も重要なことは、まん延期における健康被害を最小限にとどめるとともに、社会機能の破綻を防止して社会活動及び経済活動を維持することです。新型インフルエンザ等発生時に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画及びマニュアルをあらかじめ策定し、諸準備を行っておくとともに、広く関係者に周知することが必要です。また、道及び関係機関と連携し、大規模流行期には、社会機能を維持するために全庁一丸となった取り組みを行います。

II 各論

<p>未発生期</p> <p style="text-align: center;">＝「前段階（未発生期）」（政府行動計画の発生段階）</p> <p>新型インフルエンザ等が発生していない状態</p>	
<p>目的：</p> <p>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</p> <p>2) 発生の早期確認に努める。</p>	
町の対応	国・道の主な対応
<p>実施体制と連携</p> <p>【体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた中川町業務継続計画を策定・見直しをする。（全庁） ・新型インフルエンザ等発生時の対応について詳細な手順を定めた新型インフルエンザ等対策マニュアルを策定する。（総務課、住民課） ・道による新型インフルエンザ等連絡会議等の決定及び「北海道における新型インフルエンザ等に係る対応マニュアル」に従い、対応を行う。（全庁） ・必要に応じて、警察、消防機関との連携を進める。（総務課・住民課） 	
<p>サーベイランス</p> <p>【通常のインフルエンザに対するサーベイランス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人で毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、指定届出機関における感染症発生動向調査による患者発生の動向の週毎の把握を行う。（住民課） ・学校及び幼児センター等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。（教育委員会、住民課） <p>【新型インフルエンザ等の国内発生に備えたサーベイランス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・道等が得た情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜協力する。（住民課、関係課） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン等の備蓄・開発等の国際的な連携、協力体制（国） ・サーベイランス強化のための国際機関等との連携（国） ・北海道新型インフルエンザ等対策本部幹事会の開催（道） ・耐性株サーベイランスの実施、諸外国の情報収集（国） ・鳥類・豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを実施（国） ・渡り鳥の飛来経路や高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況に関する調査の実施（道） ・鳥インフルエンザ発生確認後の感染経路調査（国） ・鳥インフルエンザ発生国

	からの生きた鳥類・家きん肉等の輸入停止（国）
<p>予防と感染拡大防止</p> <p>【検疫への協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道と連携をとり情報収集を行い、海外での新型インフルエンザ等の発生状況や感染予防のための注意喚起・立入り自粛等の対応・消毒等に関し、関係機関及び町民等へ周知する。 (住民課、関係課) <p>【ワクチン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が検討するワクチン接種の対象者や順位を踏まえ、国や道、医師会や医療機関などと協力し、国のガイドラインに基づき、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制の整備を進める。 (住民課、町立診療所) <p>【特定接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。(住民課、関係課) <p>【住民接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民接種は、全住民を対象とする。(在留外国人を含む) (関係課) 町が実施主体となり、原則として集団接種により接種することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。(全庁) 町は速やかに住民接種ができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。 (関係課、町立診療所) <p>【感染予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 町内の学校・幼児センターほか福祉施設等において、ヒトで毎年冬季に流行するインフルエンザ（5類感染症）について感染予防教育を行うとともに、出欠状況等を把握し、学級閉鎖等感染予防対策を迅速かつ的確に行う体制を整える。 (住民課、教育委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> 水際対策関係者の個人防護具・資器材の整備（国） 検疫所はサーモグラフィ一等で入国者の体温測定、早期発見の水際対策強化（国） 感染が疑われる有症者の出国情報を WHO に通報（国） 防疫措置に伴う周辺地域の警戒活動実施（道） 新型インフルエンザ発生後、株同定から6か月以内に全国民分のパンデミックワクチン製造を目指し研究開発を促進（国） パンデミックワクチン製造の間、医療従事者・社会機能維持関係者にプレパンデミックワクチンを接種（国）

<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の対応に従事する職員等の個人防護具の備蓄を検討する。(総務課、関係課) 	
<p>医療</p> <p>【医療体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まん延期に、一般病院が新型インフルエンザ等患者を治療し、入院させる必要が生じた場合に備え、名寄保健所と協議し、体制を整備する。(住民課、町立診療所) <p>【国内発生に備えた準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談窓口の設置・運営について北海道と協議し、備える。(住民課) ・消防機関による緊急を要する新型インフルエンザ等患者(疑い症例を含む。)の搬送体制について北海道と協議し、備える。(消防本部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ高感度検査キットの開発促進(国) ・抗インフルエンザウイルス薬の効果や耐性の研究・情報収集(国) ・国民の45%相当量を目標に抗インフルエンザウイルス薬を備蓄(国) ・開発中の抗インフルエンザウイルス薬の情報収集・支援等(国) ・二次医療圏を単位に、道立保健所を中心として、医療専門家会議や連絡会を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進(道) ・道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR検査体制を整備(道) ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、平成19年度までの46万8千人分(1人1日2カプセル5日分)の道内備蓄に加え、平成21年度から平成23年度の3か年で、合計62万1千人分の備蓄追加を目指す。(道内備蓄総合計目標：108万9千人分)(道)
<p>情報収集・提供</p> <p>【事前の啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の正しい知識、並びに各家庭で最低2週間分の食糧・日用品及び感染防止のマスク等の備蓄について普及啓発を行う。(住民課、総務課) 	

【情報収集】

- ・発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び道が発信する情報を入手することに努める。

(全庁)

※情報収集源

内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、北海道など

【情報提供体制の構築】

- ・関係部局間での情報共有体制を整備する。

(全庁)

- ・新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。(総務課)

海外・国内発生段階 = 「第一（海外発生期）・第二段階（国内発生早期）」（政府行動計画の発生段階） 海外又は国内で新型インフルエンザ等が発生した状態	
目的： 1) 町内発生に備えて体制の整備を行う。	
町の対応	国・道の主な対応
実施体制と連携 【関係部局・機関間の連携強化】 ・「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、感染発生国（地域）の状況及びわが国の対応策等について情報収集を行い、新型インフルエンザ等に関する関係部局・機関における連携強化と認識を共有し、全庁一体となった対策を推進する。（対策本部、関係課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等発生状況を国際機関等から情報収集（国） ・ 新型インフルエンザ等対策本部（国）、北海道感染症危機管理対策本部（道）の設置・開催 ・ WHOが行う封じ込めへの協力
サーベイランス 【新型インフルエンザ迅速診断キットによるサーベイランス等】 ・ 名寄保健所と連携し、国が実施する新型インフルエンザ迅速診断キット等によるサーベイランスの状況を把握する。（住民課）	
予防と感染拡大防止 【検疫への協力】 ・ 国及び道から発出される新型インフルエンザ等発生国（地域）への渡航及び滞在についての情報（世界保健機関（WHO）の域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応・感染予防の注意喚起、感染が疑われた場合の対応等）を町民に周知し、感染予防・国内侵入阻止への協力を呼びかけける。 （住民課、関係課） 【予防接種方針】 特定接種 ・ 町は、道と連携し、本町の地域公務員及び登録事業者の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（住民課・町立診療所） ・ 町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（住民課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症危険情報を発出、渡航延期勧告や在外邦人への情報提供（国） ・ 検疫強化（旅客機等は成田・関西・中部・福岡空港に集約）（国） ・ 発生地域から来航する航空機・旅客船の運行自粛要請（国） ・ 新型インフルエンザウイルス株特定後、パンデミックワクチンの生産開始、通常ワクチンの製造中止による切り替え等（国） ・ 遺伝子構造変異に伴う新しい分離ウイルス株の入

<p>住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、公共施設等を活用し住民への新臨時接種を開始する。(町立診療所、全庁) ・ワクチン接種にあたっては、国の決定する接種順位に従い集団接種を実施する。(住民課、町立診療所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・手に応じたワクチン製造用候補株の見直し(国) ・感染疑い者の不要不急のチェックイン拒否を航空会社等へ注意喚起(国)
<p>医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道に協力し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(住民課、町立診療所) ・消防機関は、緊急を要する新型インフルエンザ等患者(疑い症例を含む。)の搬送体制を確立する。(消防本部) 	
<p>情報収集・提供</p> <p>【啓発活動の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の正しい知識等の普及啓発を強化する。(総務課・住民課) <p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び道が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。(総務課、関係課) <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、ホームページ、おしらせ君、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を提供する。(総務課・住民課) <p>【相談窓口の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談や生活相談等広範な内容について対応できる体制整備について検討する。(関係課) <p>【コールセンター等の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。(総務課、住民課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外発生・対応状況について情報提供(国) ・国民からの相談に応じるコールセンターの設置(国)

社会・経済機能維持

【事業者の対応】

- ・ 町内の事業者に対する、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策及び業務の継続又は不急の業務の縮小に向けた取り組みを行うよう啓発する。

(関係課)

- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取り組みを要請する。(関係課)

【遺体の火葬・安置】

- ・ 道と協力し、中川町火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(住民課)

【感染性廃棄物の処理能力等の把握】

- ・ 感染性廃棄物の処理能力（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）及び処理施設の稼働状況を把握する。

(住民課)

- ・ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底（道）

道内・町内発生段階 = 「第二（国内発生早期）・第三段階（感染拡大期・まん延期・回復期）」 （政府行動計画の発生段階） 道内又は町内で新型インフルエンザ等が発生した状態	
目的： 1) 健康被害を最小限に抑える。 2) 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。	
町の対応	国・道の主な対応
実施体制と連携 ・引き続き、「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、道、近隣市町村及び関係機関等との緊密な連携を図り、情報の集約・共有等を行い、新型インフルエンザ等対策を協議する。（対策本部、全庁）	・都道府県に対する発生状況の緊急な情報提供や対策実施の要請（国） ・海外の発生情報の国際機関等からの情報収集（国）
サーベイランス ・道と連携し、適切なサーベイランスを継続する。（全庁） ・引き続き、予防接種副反応情報の収集に協力する。（保健福祉課、町立診療所）	
予防と感染拡大防止 【町内での感染拡大防止】 ・町内での発生においては、医療機関に対し、患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等に在る者又は医療従事者であって十分な防御なく曝露した者への、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に関して、道と連携して適切な情報提供をする。（総務課、住民課） ・道が特措法第45条第1項に基づき町民等に対して行う以下の対策についての要請・指示に協力する。（全庁） ア 町民等に対し、可能な限り外出を控えこと。 イ 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛すること。 ウ 学校、放課後児童センター等の設置者において、臨時休業等を行うこと。 エ 町民、事業所、福祉施設等に対し、感染予防策を強く勧奨すること。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧奨すること。 オ 事業者に対し、不急の業務を縮小すること。 カ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずること。 ・関係機関に対し、病院、高齢者施設等の感染弱者（妊婦、	

<p>乳幼児、基礎疾患を有する者等)が集まる施設、多数の者が居住する施設等における感染予防対策が引き続き強化されるよう啓発する。(関係課)</p> <p>【予防接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が決定及び周知するパンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について、道に協力して町民に周知する。また、接種にあたっては公的施設の活用、医療機関への委託等により接種会場を確保し、町民を対象として集団による臨時の予防接種を行う。(総務課、住民課) <p>【モニタリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチンの接種実施状況モニタリングを行うとともに、国及び道が行う有効性の評価、副反応情報の収集・分析に協力する。 (住民課、町立診療所) 	
<p>医療</p> <p>【在宅患者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に努める。 (住民課、関係課) 道の要請に従い、患者の同居者への感染防止（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）について必要な協力を行う。(住民課、関係課) <p>【医療体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱外来の設置・運営について、道から要請がある場合は協力する。(住民課、町立診療所) 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設の利用を検討する。(住民課、町立診療所) <p>【抗インフルエンザウイルス薬】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道に協力し、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な数量が十分に供給されているかどうかを確認し、道に対し本町に十分配分されるよう要請する。 (住民課、町立診療所) 	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄分の放出について検討（道）

<p>【医療機関・薬局における警戒活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、道に対し、必要に応じ、警察の動員を要請する。(総務課) 	
<p>情報収集と提供</p> <p>【啓発活動及び情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国からの要請に従い、国から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。 (総務課) ・新型インフルエンザ等に関する正しい知識、個人防御策、咳エチケット等の普及啓発を強化して引き続き実施する。 (総務課、住民課) ・継続した町内外の発生状況や感染予防策に関する情報提供を行う。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。 (総務課、住民課) ・町は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や道と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(総務課、住民課) ・町民からの問い合わせに対応する窓口を継続し、適切な情報提供を行う。(住民課、関係課) 	
<p>社会・経済機能維持</p> <p>【事業の縮小・継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び道の対応に呼応し、町内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小や職場での感染防止策を講ずるよう啓発する。(総務課、関係課) ・社会機能維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。(総務課、関係課) <p>【社会的弱者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の障がい者や高齢者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。(住民課、関係課) 	

<p>【遺体の火葬・安置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中川町火葬場において可能な限り火葬炉を稼働させていく。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(住民課、関係課) <p>【感染性廃棄物の処理能力等の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物の処理能力（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）及び処理施設の稼働状況を把握する。(住民課) <p>【犯罪の予防・取締り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混乱に乗じて治安が悪化した場合には、早急に道警に対して警察官の動員を要請する。(総務課) 	
<p>小康期（町内流行終息期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道と連携して、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、マニュアル等の見直しを行う。(総務課、住民課) ・国や道の判断に基づき、感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について周知する。(総務課、関係課) ・社会機能の維持に関わる事業者に対し、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、国が行う支援に呼応して必要な協力を行う。(総務課、関係課) 	